

大阪市東淀川複合施設の維持管理に関する覚書

大阪市東淀川複合施設の円滑かつ効率的な維持管理を行うため、大阪市長（以下「甲」という。）と東淀川区民会館の指定管理者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）、は、次のとおり覚書を締結する。

（共同管理業務の実施）

第1条 甲、乙は、共用部分の管理及び共同して実施することが合理的かつ経済的であると考えられる管理業務（以下「共同管理業務」という。）を大阪市教育委員会事務局（以下、「丙」という。）、大阪市経済戦略局（以下、「丁」という。）及び大阪市経済戦略局の指定管理者（以下、「戊」という。）と共同して実施することとし、必要な事務の全部または一部を分担して行うものとする。

（共同管理業務の事務分担）

第2条 共同管理業務の契約及び支払にかかる事務を行う者（以下「契約担当者」という。）は、別表のとおりとする。

（契約）

第3条 共同管理業務を行うために委託契約を行う場合、契約担当者は事前に契約担当者を除く共同管理業務の当事者（以下、「契約依頼者」という。）に、仕様書・図面を提示して承諾を得るものとする。

（調査及び検査）

第4条 甲及び乙は、必要に応じて共同管理業務の履行状況について、実地に調査し又は検査をすることができる。

（経費の支払い及び清算方法）

第5条 共同管理業務の各々の分担額は、各項目の必要経費に別表で定める按分比率を乗じた額とする。
共同管理業務の受託業者への経費の支払いは、甲、乙、丙、丁及び戊の合同契約による各契約条項に基づくものとし、それによりがたい場合は契約担当者が行い、契約依頼者は別表の区分により、契約担当者の請求に基づき、期日までに分担額を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 契約担当者は、この覚書によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により契約依頼者の同意を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持）

第7条 契約担当者は、事務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（紛争の解決）

第8条 共同管理業務にかかわり、第三者からの異議申し立て、または費用の請求などがあつたときは甲及び乙が協議の上、解決するものとする。

（覚書等の変更）

第9条 この覚書の全部もしくは一部を変更しようとするときは、甲及び乙が協議してこれを行

う。

(覚書の有効期間等)

第10条 この覚書の有効期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも通知がない時は、有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成30年4月1日

甲 大阪市北区中之島1-3-20
 大阪市長 吉村洋文

乙 ○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○

別 表

施設名称		東淀川屋内プール	東淀川図書館	東淀川区民会館
共同管理業務の内容	契約 担当者	経費（按分比率、負担者）		
電気需給契約	戊	東淀川屋内プールに係る使用料金は戊が負担し、東淀川図書館に係る使用料金は丙が負担する。また、東淀川区民会館に係る使用料金は乙が負担する。 丁は下記の要領で施設別の使用量と使用料金を算出する。 1. 電力量料金 毎月初めに戊が検針した個別メータの使用量を元に別表 1 の計算式により、月別の按分率を定め、総使用量を按分する。 2. 共用部分の電気料金 別表 2 により算出した、屋外外灯、1 階エントランス照明、地下駐車場照明の電気使用料金を乙・丙・戊が各々 3 分の 1 ずつ負担する。		
水道需給契約		東淀川屋内プールに係る使用料金は戊が負担し、東淀川図書館に係る使用料金は丙が負担する。また、東淀川区民会館に係る使用料金は乙が負担する。 戊は、毎月初めに戊が検針した個別メータの使用量を元に別表 3 の計算式により、月別の按分率を定め、施設別の使用量と使用料金を算出する。		
機械警備委託	戊	60%を 戊が負担する。		40%を 乙が負担する。
植栽管理業務	戊	かかる経費の 3 分の 1 を乙・丙・戊各々が負担する。		
一般廃棄物処理業務	戊	東淀川屋内プールに係る経費は戊が負担し、東淀川図書館に係る経費は丙が負担する。また、東淀川区民会館に係る経費は乙が負担する。		
4 階の便所、ホール、の清掃（手洗石鹸、蛍光灯管等の消耗品の交換、補充を含む）	乙			乙が負担する。
中 4 階～屋上階の階段室の清掃（蛍光灯管等の消耗品の交換を含む）	乙			乙が負担する。

※空気調和設備は主管局の専用設備につき、保守点検業務に関して屋内プールは丁が行い、図書館は丙が行い、区民会館は乙が行うものとする。

※上記表中の「契約担当者」は、その業務にかかる契約、他施設の管理者に対する経費の算出及び請求を担当する。